

建築基準法上道路種別等の 閲覧方法

1 「豊島区道路台帳閲覧」で検索

<https://www.city.toshima.lg.jp/325/machizukuri/doro/002293.html>



2 「道路台帳現況平面図及び道路種別等閲覧」をクリック

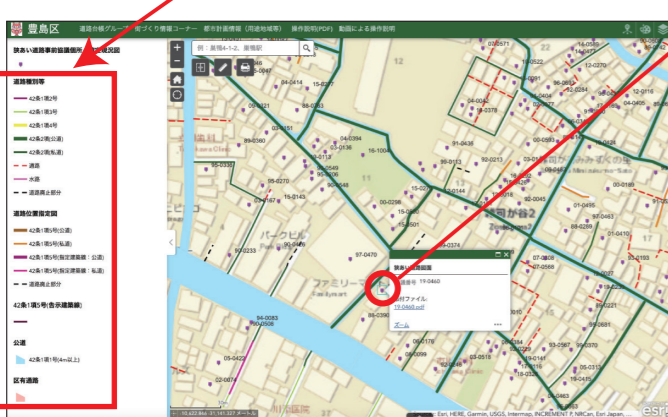
3 (1) 対象の場所を検索



(2) 住所を入力して検索



4 (1) 地図が表示されたら「道路種別等」の凡例と照らし合わせる



(2) このマーク(協議済み道路)をクリックで詳細表示

区役所6階の「まちづくり情報コーナー」では以下のご提供をしています。

道路台帳現況測量図	確定現況図
閲覧 (無料)	閲覧 (無料)
複写 (有料 A3 版 300 円)	複写 (有料 A3 版 300 円)

※建築基準法42条1項5号の位置指定道路図(有料300円)を除く道路種別については、全て口頭のご案内となります。

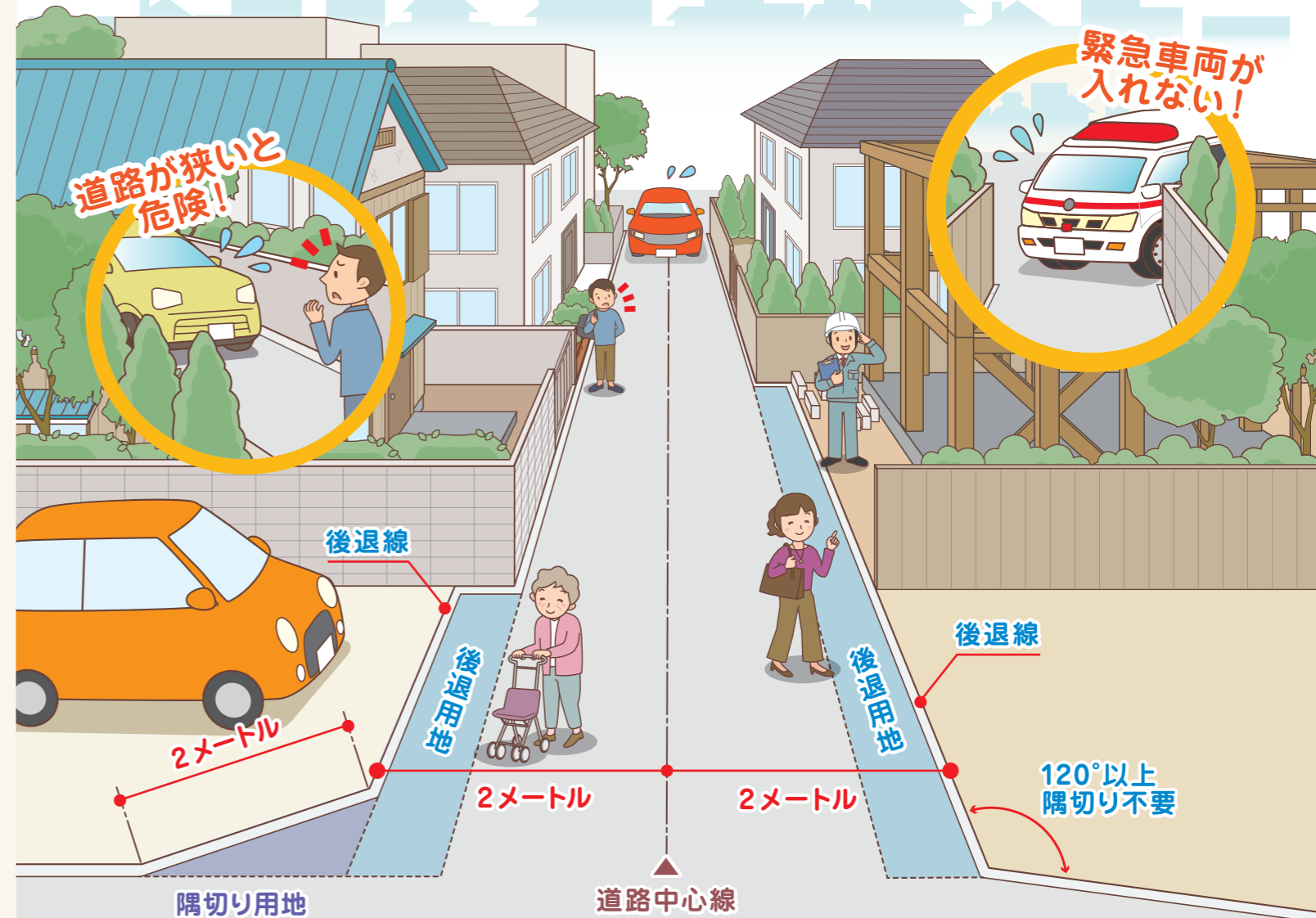
お問い合わせ先

都市整備部 建築課 協議については「道路調査グループ」 電話：03-3981-0562
工事については「狭あい道路整備グループ」 電話：03-3981-0673



豊島区狭あい道路拡幅整備事業のご案内

ゆとりあるまちを 未来の子どもたちへ



豊島区では、昭和63年度から建築主等の承諾を得て、「狭あい道路」(道幅が4mに満たない道路)の拡幅整備や隅切り用地の整備を行ってきました。しかし、区内には狭あい道路整備箇所が多く点在するのが現状であり、この狭あい道路の解消は、区民の皆さまが安心安全に生活する上で、重要な役割を担っております。

平成7年1月に起こった阪神淡路大震災では、狭あい道路が解消されないために、消防活動や救助活動ができず多くの人命を失いました。そのような状況から改め

て狭あい道路の整備を行うことの重要性が再認識されております。平成14年1月に豊島区は、「狭あい道路拡幅整備条例」を施行し、狭あい道路に関する整備工事、助成金を設けて区内の建築工事に併せて実施しております。

生活に必要な狭あい道路は、ゆとりのある生活空間を築き、いざという時の人命の救助にかかわる重要な空間です。本事業のさらなる整備に向けて、ご協力、ご理解頂きますようよろしくお願いいたします。

狭あい道路整備の流れ

狭あい道路に接道する敷地に建築計画を行う場合、区との協議が必要となります。

1

拡幅整備の対象

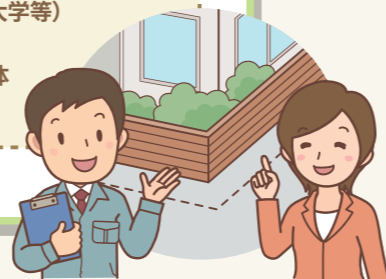
下記に該当する敷地は狭あい道路拡幅整備事業の対象となります。自主整備を除き、区が無償で整備工事をいたします。

- **幅員が4m未満の道路に接する敷地**
建築基準法第42条第2項の規定により指定された道路は、道路中心線を決めて、その線より2mまでを道路状に整備します。
- **建築基準法の定める幅員に満たない道路に接する敷地**
建築基準法第42条第一項第三号及び第五号の規定による道路は、その位置を決めて、所定の幅員までを道路状に整備します。
- **幅員がそれぞれ6m未満の道路に120°未満で交わる角敷地**
道路後退後の敷地の角を頂点とする底辺2mの二等辺三角形の部分を道路状に隅切りの整備をします。

自主整備について
(条例第8条第2項及び第12条より)

建築主が下記に該当する場合、建築主負担で整備工事を行って頂きます。整備方法は狭あい道路整備グループまでご確認ください。

1. 大企業及び大企業に準じた個人
2. 500㎡以上の土地の課税法人
3. 学校法人等
(小・中学校、高校、大学等)
4. 公共法人
5. 国または地方公共団体
6. 開発行為を行う者



5

拡幅整備工事

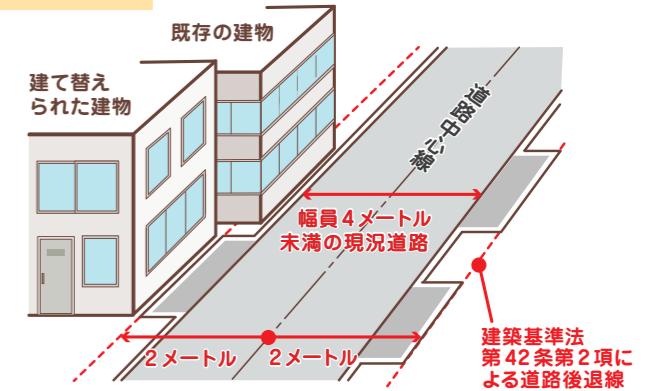
原則として外構工事前に整備工事を行います。後退用地にある塀や埋設管等は工事着工までに撤去・移設を行って下さい。私道の整備工事の場合は、私道所有者全員の承諾が必要となります。

道路後退した敷地の維持管理について

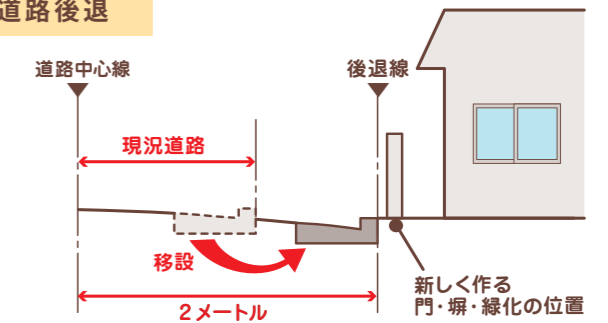
敷地の前面道路の種類(公道・私道)により管理方法が異なります。

公道(特別区道)	私道
無償使用承諾により特別区道に区域編入を行い、道路の維持管理は区で行います。	私道の維持管理は、後退用地の土地所有者に行って頂きます。

拡幅整備工事



道路後退



1

2

3

4

5

6

7

8

2

建築確認申請前の協議

狭あい道路拡幅整備事業の対象となる敷地に建築計画を行う場合、通常の手続きの他に狭あい道路の事前協議手続きを、**建築確認の30日前まで**に行ってください。申請については道路調査グループまでご確認ください。

協力物件について

(条例第6条第2項より)

建築行為が無い場合でも、建物や塀等が既に後退済みで、拡幅整備に協力して下さる場合には、区にご相談下さい。区が道路状に拡幅整備工事をを行います。

3

現場立会

建築主等・代理人・区職員の三者により、現地で道路の中心を確認し、道路の中心を紙等で表示します。

4

整備工事立会

工事管理者又は代理人・区職員・区委託の道路工事業者の三者により、現地で整備工事の内容を打合せします。**建築の外部足場等仮設物の撤去の2ヶ月前を目安に**、狭あい道路整備グループまでご連絡下さい。拡幅整備に伴う電柱や街路灯等の移設を希望する場合は費用等を含めて、各管理者に問い合わせ下さい。必要に応じて区から依頼文を用意して立会を行います。

6

後退図の送付

拡幅整備工事の完了後後退図を作成し、申請者及び土地所有者に送付します。(注：後退図は後退位置を表した図面であり、所有権等の境界を表した図面ではありません。)

7

助成金制度

拡幅整備に伴い、塀・擁壁等の撤去及び隅切りを行った場合は、**建築主が個人の場合のみ**、助成金及び奨励金が交付されます。拡幅整備工事完了後に申請書等を送付しますので、必要事項を記入の上、区に返送して下さい。

8

非課税手続きの代行

道路上に整備した後退用地及び隅切り用地の固定資産税や都市計画税は、非課税や減免の対象となります。非課税の申請を希望される場合は、後退図送付の際に非課税申告書を同封しますので、必要事項を記入の上、区に返送して下さい。返送後、区が代行して都税事務所に申請します。詳細については、都税事務所や税務署(相続税)に問い合わせ下さい。